

計画作成年度	令和5年度
計画主体	栗山町（代表） 夕張市 由仁町 長沼町 南幌町

## 南空知広域鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 栗山町産業振興課農林業振興グループ  
所在地 夕張郡栗山町松風3丁目252番地  
電話番号 0123-73-7515  
FAX番号 0123-73-2160  
メールアドレス nouringyoushinkou-g@town.kuriyama.hokkaido.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、アライグマ、キツネ、カラス、ハト類（キジバト、ドバト）、タヌキ、ヒグマ、ユキウサギ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	栗山町、夕張市、由仁町、長沼町、南幌町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (ha)	被害額 (千円)
エゾシカ	大豆	13.98	5,395
	小麦	15.14	2,644
	そば	0.50	126
	馬鈴しょ	0.25	675
	甜菜	4.33	4,533
	南瓜	1.13	1,604
	水稻	3.74	3,690
	種子馬鈴しょ	4.10	12,266
	メロン	0.34	3,560
	その他	6.31	12,762
	計	49.82	47,255
アライグマ	スイートコーン	4.53	4,236
	メロン	0.12	1,379
	スイカ	0.03	135
	イチゴ	0.17	537
	トウモロコシ	2.50	2,706
	その他	0.63	620
	計	7.98	9,613
キツネ	スイートコーン	2.98	3,010
	メロン	0.07	700
	その他	2.74	1,697
	計	5.79	5,407
カラス	メロン	0.38	3,996
	小麦	3.93	1,254
	その他	0.20	229
	計	4.51	5,479
ハト類	配合飼料	330(t)	2,651
	その他	0	0
	計	3.30	2,651
タヌキ	スイートコーン	0.04	41
	メロン	0.06	605
	その他	0.14	288
	計	0.24	934

ヒ グ マ	メロン	0.11	1,115
	その他	0	0
	計	0.11	1,115
ユキウサギ	ブロッコリー	0.10	255
	その他	0	0
	計	0.10	255

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

## (2) 被害の傾向

エゾシカは、域内一円に生息している。特に夕張山系、馬追丘陵地帯の国有林等に分布し、野草や樹皮、ミズナラ等を食すほか、近隣の農地に出没し、牧草や小麦・大豆等の農作物を採食している。

毎年、約1,000頭の捕獲を行っているが、年々平場にも出没するようになった。農業者からの駆除依頼も増加しており、猟友会の協力のもと捕獲活動を行っているが、抜本的対策が望まれる。

田植え等の植え付け時期から収穫時期までの長期にわたり農地に出没し、耕作地の踏み荒らしや食害が見られるなど、他の鳥獣に比べ、特に農業被害が顕著であり、この被害による農業者の意欲減退及び農業所得の減少が懸念されている。

アライグマは、域内一円に生息している。捕獲数は毎年約1,000頭と近年横ばいではあるが、農業被害については減少傾向にある。

農業被害は全域に見られ、スイートコーンやメロンといった甘味作物の被害が大きい。猟友会の協力のもと、主に箱わなでの捕獲を実施している。露地作物から施設作物と食害の幅は広く、今後も被害が見込まれる。

キツネは、域内一円に生息している。捕獲数は毎年約300頭で、近年横ばいであるが、個体が大きくなってきていることから、従来の箱わなではなく、大型の箱わなの設置を検討する必要がある。

スイートコーン等の農作物被害のほか、市街地への出没も見られ、エキノコックス等の病原菌感染症等による生活環境への被害も懸念されている。

カラスは、域内一円に生息している。移動能力が高く、広範囲で被害が出ている状況である。果物や播種後の種子、若芽の食害のほか、畜産への被害や、市街地での人への威嚇等の被害もある。

畜産においては近年、高病原性鳥インフルエンザが懸念されており、一層の警戒が必要である。

ハト類は、域内一円に生息している。移動能力が高く、広範囲で被害が出ている状況である。果物や播種後の種子、若芽の食害のほか、牛舎等に侵入し配合飼

料を食している。

畜産においては近年、高病原性鳥インフルエンザが懸念されており、一層の警戒が必要である。

タヌキは、域内一円に生息している。雑食性で野菜や果樹を食すため、露地作物から施設作物へと食害の幅は大きく、今後も被害が見込まれる。域内の森林や川辺等で生息していたが、市街地への出没も見られ、ためフンによる生活環境への被害も懸念されている。

ヒグマは、とりわけ夕張山系や山間地域での目撃・出没情報が寄せられている。近年は山際の農地や民家付近にも出没が見られ、住民の生活環境への被害も予測されることから、十分な安全確保対策が必要である。

ユキウサギは、近年、農地への出没が確認されており、野菜や果樹、播種後の種子や新芽を食害するため、今後も被害が見込まれる。

箱わなでの捕獲は困難ではあるが、対策を検討する必要がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）	備考
エゾシカ	被害面積 49.82 ha	39.86 ha	20%
	被害金額 47,255 千円	37,804 千円	軽減
アライグマ	被害面積 7.98 ha	6.39 ha	20%
	被害金額 9,613 千円	7,690 千円	軽減
キツネ	被害面積 5.79 ha	4.63 ha	20%
	被害金額 5,407 千円	4,326 千円	軽減
カラス	被害面積 4.51 ha	3.61 ha	20%
	被害金額 5,479 千円	4,383 千円	軽減
ハト類	被害面積 3.30 ha	2.64 ha	20%
	被害金額 2,651 千円	2,121 千円	軽減
タヌキ	被害面積 0.24 ha	0.19 ha	20%
	被害金額 934 千円	747 千円	軽減
ヒグマ	被害面積 0.11 ha	0.09 ha	20%
	被害金額 1,115 千円	892 千円	軽減
ユキウサギ	被害面積 0.1 ha	0.08 ha	20%
	被害金額 255 千円	204 千円	軽減

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
<p>捕獲等に関する取り組み</p>	<p><b>【エゾシカ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会の協力を得て、銃器及びくくりわなによる駆除を実施。</li> <li>・ エゾシカ一斉捕獲の実施。</li> <li>・ エゾシカライトセンサスによる生息調査の実施。</li> <li>・ 野生鳥獣撃退装置による被害防除の実施。</li> </ul> <p><b>【アライグマ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会の協力を得て、銃器及び箱わなによる駆除を実施。</li> </ul> <p><b>【キツネ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会の協力を得て、銃器及び箱わなによる駆除を実施。</li> </ul> <p><b>【カラス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会の協力を得て、銃器による駆除を実施。</li> </ul> <p><b>【ハト類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会の協力を得て、銃器による駆除を実施。</li> </ul> <p><b>【タヌキ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会の協力を得て、銃器及び箱わなによる駆除を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出没时间は、日の出前や日没後等、銃器の使用できない時間帯が多い。</li> <li>・ 銃器による捕獲は、地理的条件により、安全対策の観点から使用が困難な場合がある。</li> <li>・ 捕獲個体の処理に係る負担が大きい。</li> <li>・ 平場においては、銃器を使用できず、シカ道の特定も難しいため、くくりわなでの捕獲は困難である。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地での出没も確認されているが、イヌやネコ等の錯誤捕獲の観点から、効果的な捕獲が困難である。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地での出没も確認されているが、イヌやネコ等の錯誤捕獲の観点から、効果的な捕獲が困難である。</li> <li>・ 市街地への出没により、エキノコックス等の病原菌感染症が懸念される。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地での集団化等、生活環境への被害が懸念される。</li> <li>・ 高病原性鳥インフルエンザが懸念される。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地での集団化等、生活環境への被害が懸念される。</li> <li>・ 高病原性鳥インフルエンザが懸念される。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地での出没も確認されているが、イヌやネコ等の錯誤捕獲の観点から、効果的な捕獲が困難である。</li> </ul>

	<p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会の協力を得て、銃器、箱わなによる駆除及び出沒時には、搜索やパトロールを実施。</li> <li>・ 出沒情報については、注意喚起看板の設置や、ホームページ等を通じた注意喚起を実施。</li> </ul> <p>【ユキウサギ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会の協力を得て、銃器及び箱わなによる駆除を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヒグマに関する知識や経験を有するハンターが減少しており、担い手の育成及び技術継承が必要である。</li> <li>・ 市街地への出沒を防止するため、食物残さ等に注意していただくよう注意喚起が必要である。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 箱わなでの捕獲は困難であり、基本的には銃器による捕獲方法しかないが、動きが速く、捕獲が難しい。</li> <li>・ 近年、農地への出沒が確認されており、新芽を食す等の被害がある。</li> </ul> <p>【その他全体的な課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会員の高齢化等により捕獲の担い手が減少し被害を抑制できない。</li> <li>・ 捕獲機材の増加や、老朽化した捕獲機材の更新が必要である。</li> <li>・ 国有林等の捕獲に制限のある区域が多い。</li> </ul>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、金網防護柵を総延長 90.6km、電気防護柵を 106.3km 設置。</li> <li>・ 一部地域において、町単独事業により電気防護柵等の設置及び、個別で威嚇機器の設置。</li> <li>・ 刈払いによる緩衝帯の設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護柵の設置後、エゾシカの生息域に変化が見られ、未整備箇所からの侵入が見られる。</li> <li>・ 金網防護柵は、倒壊等により、一部修繕が必要になっている。</li> <li>・ 電気防護柵は、一定の効果が見込まれるものの、個別柵が多い。</li> </ul>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

1市4町、農協、猟友会、農業振興公社等で構成する広域協議会において、関係機関と連携を密にし、被害防止に向けて効果的な対策等を推進していく。

##### 【エゾシカ】

- ・ 猟友会による、銃器及びくくりわなによる駆除活動を実施するとともに、平場の対策等、効果的な被害防止対策を検討する。
- ・ 鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲を実施し、適切な個体数調整を図る。
- ・ ライトセンサスによる生息調査を実施し、猟友会及び関係機関との情報共有を行うことにより、効果的な駆除体制の構築を図る。
- ・ 緩衝帯の設置により、人里に出没しにくい環境を整備する。

##### 【アライグマ】

- ・ 外来生物法で定める特定外来生物であり、地域からの「排除」を目的とし、引き続き猟友会による銃器及び箱わなでの駆除を実施する。
- ・ 個体の大型化に伴い、従来の箱わなではなく、大型の箱わなの整備を検討する。

##### 【キツネ】

- ・ 引き続き猟友会による銃器及び箱わなでの駆除を実施する。
- ・ 個体の大型化に伴い、従来の箱わなではなく、大型の箱わなの整備を検討する。

##### 【カラス】

- ・ 引き続き猟友会による銃器での駆除を実施する。
- ・ 捕獲効率を向上させるため、罠の利用を検討する。

##### 【ハト類】

- ・ 引き続き猟友会による銃器での駆除を実施する。
- ・ 捕獲効率を向上させるため、罠の利用を検討する。

##### 【タヌキ】

- ・ 引き続き猟友会による銃器及び箱わなでの駆除を実施する。
- ・ 個体の大型化に伴い、従来の箱わなではなく、大型の箱わなの整備を検討する。

##### 【ヒグマ】

- ・ 人里に頻繁に出没する問題個体や、人身事故の恐れのある個体については、猟友会協力のもと銃器及び箱わなによる駆除を実施する。
- ・ 出没時には、状況に応じて捜索やパトロール、注意喚起看板の設置やホームページ等での注意喚起を実施する。

#### 【ユキウサギ】

- ・引き続き猟友会による銃器及び箱わなでの駆除を実施する。

#### 【その他全体的な取り組み】

- ①有害鳥獣駆除や調査等に必要な機材を整備する。
- ②狩猟免許の取得支援や技術的な研修会の開催等により、担い手の育成を図る。
- ③鳥獣の生息状況等に関する情報把握に努め、鳥獣の習性等に関する知識の向上を図る。
- ④生息環境管理の推進を図る。
- ⑤鳥獣被害対策実施隊により効果的な個体数調整を図る。
- ⑥被害防除対策の推進を図る。
- ⑦効果的な捕獲方法を研究し、対策の強化を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

1市4町及び関係機関等で構成する広域協議会において関係機関の連携を図り、有害鳥獣による被害発生状況、生息状況等を調査し、効果的な対策を講じることで、農林業被害を最小限に抑制する。

国有林、道有林等については、入林届を提出し捕獲を行う。

#### 【エゾシカ】

- ・猟友会による銃器及びくくりわなでの捕獲を実施する。
- ・鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲により効率的な捕獲を行う。

#### 【アライグマ】

- ・猟友会による銃器及び箱わなでの捕獲を行う。

#### 【キツネ】

- ・猟友会による銃器及び箱わなでの捕獲を行う。

#### 【カラス】

- ・猟友会による銃器での捕獲を行う。
- ・状況に応じ、罠での捕獲を検討する。

#### 【ハト類】

- ・猟友会による銃器での捕獲を行う。
- ・状況に応じ、罠での捕獲を検討する。



【タヌキ】

- ・ 猟友会による銃器及び箱わなでの捕獲を行う。

【ヒグマ】

- ・ 猟友会による銃器及び箱わなでの捕獲を行う。  
※状況に応じて捕獲する。

【ユキウサギ】

- ・ 猟友会による銃器及び箱わなでの捕獲を行う。

※なお、エゾシカ及びヒグマについては、体格が大きく、警戒心が強いため、殺傷能力が高く、有効射程距離の長いライフル銃も使用する。

猟友会員及び実施隊員の委嘱状況（令和4年12月31日現在）

○北海道猟友会栗山支部

- 【栗山町】 猟友会員 30名 実施隊員 15名
- 【由仁町】 猟友会員 14名 実施隊員 10名
- 【長沼町】 猟友会員 20名 実施隊員 10名
- 【南幌町】 猟友会員 10名 実施隊員 10名

○北海道猟友会夕張支部

- 【夕張市】 猟友会員 16名 実施隊員 16名

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取り組み

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	エゾシカ アライグマ キツネ カラス ハト類 タヌキ ヒグマ ユキウサギ	・ 捕獲機材及び調査機材の整備 ・ 担い手の育成・確保 ・ 研修会の実施

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>エゾシカは、過去の捕獲実績と増加率を勘案し、1,790 頭を目標とする。                      アライグマは、過去の捕獲実績と増加率を勘案し、1,650 頭を目標とする。                      キツネは、過去の捕獲実績と増加率を勘案し、680 頭を目標とする。                      カラスは、過去の捕獲実績を基に、800 羽を目標とする。                      ハト類は、過去の捕獲実績を基に、1,150 羽を目標とする。                      タヌキは、過去の捕獲実績を基に、280 頭を目標とする。                      ヒグマは、出没個体数に応じて捕獲する。                      ユキウサギは、過去の捕獲実績を基に、180 頭を目標とする。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
エゾシカ	1,790	1,790	1,790
アライグマ	1,650	1,650	1,650
キツネ	680	680	680
カラス	800	800	800
ハト類	1,150	1,150	1,150
タヌキ	280	280	280
ヒグマ	出没個体数に応じて捕獲する。		
ユキウサギ	180	180	180

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲場所 : 域内一円</li> <li>※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所及び区域を除く。</li> <li>・ 捕獲対象鳥獣 : エゾシカ、アライグマ、キツネ、カラス、ハト類、タヌキ、ヒグマ、ユキウサギ</li> <li>・ 捕獲手段 : 銃器、箱わな、くくりわな等</li> <li>・ 捕獲実施期間 : 4月～3月(通年)</li> <li>・ ヒグマの捕獲許可については、北海道に申請する。</li> <li>・ 国有林、道有林等については、入林届を提出し捕獲を行う。</li> </ul>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
○エゾシカ	
・ 捕獲場所：域内一円	
※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所及び区域を除く。	
・ 捕獲手段：銃器及びくくりわな	
・ 捕獲実施期間：4月～3月	
・ ライフル銃使用の理由	
散弾銃やライフル銃及び散弾銃以外の猟銃では有効射程距離が短い。 エゾシカは体格が大きく、警戒心が強いため、殺傷力が高く、有効射程距離が長いライフル銃による捕獲活動を行う。	
○ヒグマ	
・ 捕獲場所：域内一円	
※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所及び区域を除く。	
・ 捕獲手段：銃器及び箱わな	
・ 捕獲実施期間：4月～3月	
・ ライフル銃使用の理由	
散弾銃やライフル銃及び散弾銃以外の猟銃では有効射程距離が短い。 ヒグマは体格が大きく、警戒心が強いため、殺傷力が高く、有効射程距離が長いライフル銃による捕獲活動を行う。	

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限の委譲事項

対象地域	対象鳥獣
夕張市全域、栗山町全域、由仁町全域、長沼町全域	エゾシカ
栗山町全域、由仁町全域	タヌキ
夕張市全域、栗山町全域	ユキウサギ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防護柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
エゾシカ	—	—	—

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取り組み

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	エゾシカ アライグマ キツネ カラス ハト類 タヌキ ヒグマ ユキウサギ	有害鳥獣駆除に係る予算措置、猟友会との連携強化、侵入防護柵の管理、生息環境管理（農地を餌場にしない取組、農道・法面・畦畔の草刈、山林と農地間の草刈の実施）、追い払い活動、忌避剤及び威嚇機材等の技術の実証
令和6年度	エゾシカ アライグマ キツネ カラス ハト類 タヌキ ヒグマ ユキウサギ	有害鳥獣駆除に係る予算措置、猟友会との連携強化、侵入防護柵の管理、生息環境管理（農地を餌場にしない取組、農道・法面・畦畔の草刈、山林と農地間の草刈の実施）、追い払い活動、忌避剤及び威嚇機材等の技術の実証
令和7年度	エゾシカ アライグマ キツネ カラス ハト類 タヌキ ヒグマ ユキウサギ	有害鳥獣駆除に係る予算措置、猟友会との連携強化、侵入防護柵の管理、生息環境管理（農地を餌場にしない取組、農道・法面・畦畔の草刈、山林と農地間の草刈の実施）、追い払い活動、忌避剤及び威嚇機材等の技術の実証

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

各市町が定める「熊駆除に関する条例」又は、「鳥獣被害対策実施隊設置要綱」などにに基づき対処することとする。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については適切に処理する。ただし、地形的要因等により持ち帰りが困難な場合に限り現地にて埋設する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

—

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南空知広域有害鳥獣被害防止対策協議会
--------	--------------------

構成機関・団体の名称	役割
栗山町 夕張市 由仁町 長沼町 南幌町	協議会の運営 関係機関との連絡調整 被害防止対策
そらち南農業協同組合 夕張市農業協同組合 ながめま農業協同組合 南幌町農業協同組合	被害防止対策 巡回パトロール 農業被害情報収集
(一社) 北海道猟友会栗山支部 (一社) 北海道猟友会夕張支部	有害駆除の実施 個体数調整 一斉捕獲活動 生息・出没情報提供
(一財) 栗山町農業振興公社 空知農業改良普及センター空知南東部支所 空知農業改良普及センター空知南西部支所	農業被害情報収集及びアドバイス

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道空知総合振興局農務課	鳥獣被害防止対策事業の指導等
北海道空知総合振興局環境生活課	鳥獣対策の窓口（捕獲許可等）

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

	設立年月日	構成
栗山町	H24. 3. 19	町、（一社）北海道猟友会栗山支部
夕張市	H22. 6. 7	市、（一社）北海道猟友会夕張支部
由仁町	H24. 1. 1	町、（一社）北海道猟友会栗山支部
長沼町	H25. 6. 11	町、（一社）北海道猟友会栗山支部
南幌町	H26. 4. 1	町、（一社）北海道猟友会栗山支部

- 注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。  
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止対策の実施体制に関する事項

銃器を使用して有害鳥獣を捕獲するにあたっては、狩猟に関する法令等の遵守と安全確認を徹底することとし、事故の防止に努めるものとする。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

—

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。